

高島町ホームページ広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、高島町有料広告掲載に関する規程（平成19年12月20日告示第145号）に基づき、町が運営する「高島町ホームページ」への広告掲載に関して必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類及び規格)

第2条 広告の種類は、バナー広告とする。

2 広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦76ピクセル×横230ピクセル
- (2) 容量 50キロバイト以内
- (3) 形式 GIF, JPEG, PNGのいずれか
点滅やアニメーションの仕様は不可とする。

(広告の枠数)

第3条 広告の枠数は、最大6枠とする。

(広告の掲載ページ及び位置)

第4条 広告の掲載ページは、高島町ホームページのトップページとする。

2 広告の掲載位置は、町長が決定する。

(広告の掲載料金)

第5条 1枠あたりの広告の掲載料金は、1箇月12,000円とする。ただし、6箇月以上連続の申込みの場合は1箇月11,000円、12箇月以上連続の申込みの場合は1箇月10,000円とする。

(広告データの作成)

第6条 広告原稿は、広告主の負担で作成し、掲載を希望する日の14日前までに、町が指定する方法により提出するものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、平成22年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。